

和歌山市景観計画

－和歌の浦景観重点地区－

(案)



景観重点地区指定に至った背景

背景

和歌の浦地区は、万葉の人々が魅せられた景観が今も残る地区です。また、独特の地形が生み出す自然の景観を堪能することができます。

平成 21 年に実施した市民アンケート（街灯・郵送）では、「お気に入りの場所・景観資源」として「和歌浦・雑賀崎（周辺）」地区は圧倒的な支持を集めており、また一方では再生も望まれている地区です。

昔から景観に対する思いや関心の高い地区で、景観保全に係る活動が活発に行われてきました。

平成 24 年に実施した景観まちづくりワークショップにおいても、景観の保全の重要性が共有され、景観形成に向けた取り組みが期待されています。

ねらい

以上のことを踏まえ、次の 3 つの目的を達成するために「和歌の浦地区」を景観重点地区へ指定します。

- ①万葉の時代から受け継がれてきた、湾・海岸や島しょが作る良好な自然の景観や、地域に息づく歴史・文化の景観を確実に次代に引き継ぐため「守り、育てる」
- ②良好な景観形成への取り組みを通して「地域の活性化や再生へのきっかけ」とする
- ③さまざまな主体が力を合わせて景観形成を進める、第一歩とする

景観の特性

和歌の浦地区の景観特性として、大きくは「眺望景観」、「まちなみ・集落の景観」が挙げられます。

〈眺望景観の特性〉

眺望景観は、「俯瞰景」「仰瞰景」「水平景／ビスタ景」に分けられます。

＜和歌浦・新和歌浦地区＞

ア 高台の眺望点から観る、干潟・片男波への眺望景観（俯瞰）



イ 整備された視点場から観る、歴史を感じる名所等の眺望景観（俯瞰、ビスタ）



＜田野・雑賀崎地区＞

ウ 島しょ部と手前に位置する旅館群の眺望景観（仰瞰）



エ 岬の眺望点から観る、島しょと海への眺望景観（俯瞰・水平）



オ 斜面地に張り付いたまとまりある漁港・集落の眺望景観（俯瞰）



眺望景観の視点場と特性



〈まちなみ・集落景観の特性〉

ア 和歌浦地区

i) 和歌浦干潟・市町川周辺

和歌浦干潟・市町川周辺（あしべ通り沿道）は、有名な歴史的資産が点在し、万葉時代からの景勝地である和歌の浦を代表する地の一つです。干潟沿いから市町川・あしべ通り沿いにかけてクロマツの並木道が整備されており、道路も美装化され、歴史のたたずまいを感じる通りとなっており、御手洗池公園・和歌浦天満宮・紀州東照宮を結ぶ道は和歌の浦を訪れる人の多くが通る道でもあります。

ii) 市町川南

格子状の道路に沿って、整った住宅地のまちなみが作られています。一部風致地区が指定され、緑が豊かでゆとりある落ち着いた住宅地のまちなみが見られます。

iii) 市町川北

旧来からの市街地で、地区内は狭い幅員の道路が入り組んでおり、住宅や店舗が密集しています。由緒ある寺院や年代の経つ旧家（文化財）も点在し、明光通り商店街もあります。

iv) 漁村・漁港

和歌浦漁港では港湾・漁業関連施設が整備されています。漁港に隣接して、漁業を営んでいる人々の居宅である漁村のまちなみが一部見られます。

iv) 浜

片男波は延長 1,000m 以上にも及ぶ狭長の砂州半島であり、総延長 1,200m の片男波海水浴場が整備されています。片男波公園には松林が今も残されています。

イ 新和歌浦地区

新和歌浦地区は、1900 年代半ばに「東洋一の海岸美」を謳い文句に観光地としてにぎわうとともに、観光開発が進み旅館街として隆盛を極めました。現在もその名残を感じることはできますが、1970 年代以降の観光ブームの衰退とともに多くの旅館が倒産、閉鎖に追い込まれ、放置されたままの廃屋旅館などが景観的に問題となっています。

ウ 田野・雑賀崎地区

田野、雑賀崎地区は、入り組んだリアス式海岸が特徴的な半島部に位置する漁村で、湾の傾斜部にはりつくように家屋が密集した独特の景観を形成しています。

特に、雑賀崎は一本釣りの漁法で有名な漁港でもあり、現在も多くの漁船が所属しています。旧正月には大漁旗が掲げ祝う伝統行事が今も受け継がれ、活気ある漁港の雰囲気を楽しむことができます。

家並みをつぶさに見ると、雑賀崎は陸屋根、田野は勾配屋根が多いという特徴もあります。

まちなみ・集落景観の特性

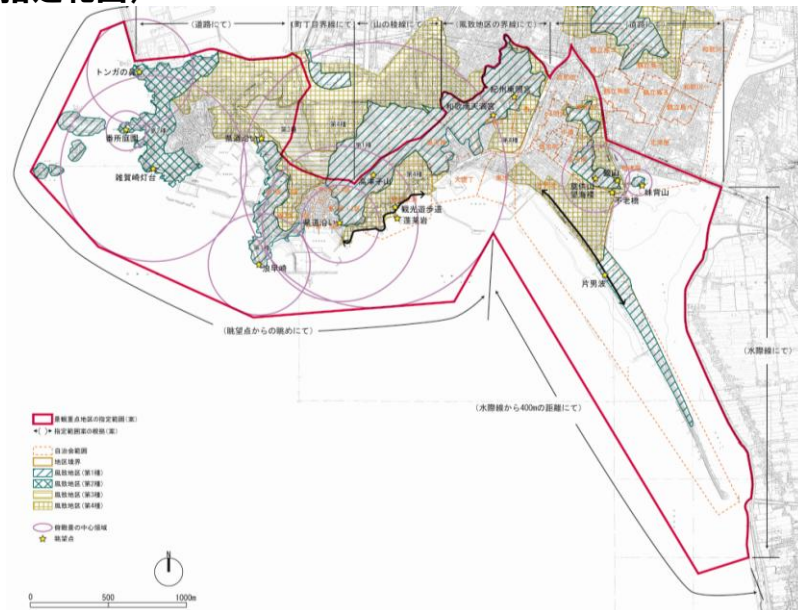


景観形成の方針等

〈基本的な考え方〉

- ①和歌の浦の景観の大きな特徴であり、骨格的な構造から構成される湾・海岸等自然への眺望
景観の保全を主眼とする
- ②地区毎に特徴ある景観形成の方向性を示すとともに、具体的手立てについては、地区住民等が主体となった取り組みによるものとし、それを支援する枠組みを整える

〈指定範囲〉



目標及び方針

〈全体〉

目標：湾・島しょといった独特の地形・自然の中で、人々の営みが調和して創り育ててきた眺望景観を未来に継承する

方針① 高台から湾を見わたす（俯瞰する）眺望景観の保全

方針② 海際から見あげる（仰瞰する）・見わたす眺望景観の誘導

方針③ 眺望を阻害する要因の改善

〈地区の特徴に応じた景観形成の方向性〉

ア 和歌浦地区

i) 和歌浦干潟・市町川に隣接した歴史的資産が点在する地区

地区に息づく歴史性を認識しつつ、地区内の資源を保全しながら、和歌の浦の歴史性を体現するまちなみの保全・育成を図ります。



ii) 市町川北側の住宅・商店等が密集する地区

昔ながらの暮らし・生活の中に息づく集落地のまちなみの保全・育成を図ります。



iii) 市町川南側の良好な住宅地が形成される地区

ゆとりある落ち着いた住宅地のまちなみの保全・育成を図ります。



iv) 漁村と漁港施設が立地する地区

漁業の営みと一体となったまちなみの保全・育成を図ります。



v) 片男波の浜

人工物においてはできるだけ自然との調和を図りつつ、広がりある海浜の景観の保全・育成を図ります。



イ 新和歌浦地区

更新に際して、周辺の緑地や遊歩道が整備された海岸線といった、自然の景観と調和したまちなみの誘導を進めます。



ウ 田野地区

昔ながらの暮らし・生活の中に息づく漁村のまちなみの保全・育成を図ります。



エ 雑賀崎地区

昔ながらの暮らし・生活の中に息づく漁村のまちなみの保全・育成を図ります。



景観形成基準

項目		基準
共通		- 湾・島しょといった独特の地形がつくる、和歌浦干潟や片男波といった広がりある美しい水際線の眺め、あるいは田野、雑賀崎で見られる囲繞型の湾の眺めといった眺望景観を保全する。 - 美しい眺めが堪能できる高台の眺望点から見わたす（俯瞰する）ことができる湾の眺望景観を保全し、阻害することのないように配慮する。 - 海際から見あげる（仰瞰する）、あるいは見わたすことができる眺望景観を保全し、阻害することのないように配慮する。 - 良好な眺望景観を阻害することがないように、老朽化し、放置された建築物の適正な管理・更新や、植栽等による遮蔽等、阻害する要因の改善に努める。
	A 配置規模	- 高さの最高限度を 15m とし、主要な眺望点から見わたせる眺望を妨げることがないような配置・規模とする。ただし、市長が景観審議会の意見を聴き、良好な景観形成に支障がないと認めた場合、基準に定められた高さを超えることができる。 - 湾の地形の島しょ部や海岸線等が形づくる特徴的な地形を保全する。
	B 形態意匠	主要な眺望点からの眺望を妨げることがないように、周辺の景観と調和した形態・意匠とする。
	建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更	

項目		基準
建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を 変更することとなる修繕若しくは模様替え又は 色彩の変更	C 色彩 素材	・外壁及び屋根の色彩は、主要な眺望点からの眺望を妨げることがないように、周辺との調和や地区の特徴に配慮するとともに、色彩相互の調和や使用する量のバランスに配慮したものを使用する。 ・屋根及び外壁の素材は、できる限り耐久性に優れ、時間とともに景観に溶け込む素材を用いる。
	D 緑化 外構	・植栽により、建築物等から受ける圧迫感や突出感を和らげるよう配慮する。 ・建築物等が視点場から直接望見されないように樹木の伐採を最小限にとどめるとともに、高木を植栽するなど、できる限り周辺の植生に調和した緑化に努める。
夜間照明		・夜間の屋外照明による過剰な光が周囲に散乱し、眺望を阻害しないよう、照明方法等に配慮する。
工作物の新設、増築、改築等		・高さの最高限度を 15m とし、主要な眺望点から見わたせる眺望を妨げることがないように配置・規模とする。ただし、市長が景観審議会の意見を聴き、良好な景観形成に支障がないと認めた場合、基準に定められた高さを超えることができる。 ・島しょ部や海岸線等が形づくる特徴的な地形を保全する。 ・外観の色彩は、主要な眺望点からの眺望を妨げることがないように、周辺との調和や地区の特徴に配慮するとともに、色彩相互の調和や使用する量のバランスに配慮したものを使用する。
開発行為／土地の形質の変更		・主要な眺望点から望める海岸線や稜線を大きく損なう行為は避ける。 ・行為を行う場合は、既存の地形等をいかした計画となるように配慮し、大規模な法面等が生じないようにするとともに、緑化等を積極的に行うなど、眺望景観に配慮したものとする。
物件の堆積		・主要な眺望点から見えない場所を選定する。 ・やむを得ず見える場合は、緑化等を積極的に行うなど、遮へい措置を講じ、眺望景観に配慮したものとする。
木竹の伐採		・主要な眺望点から望める山肌を大きく損なう伐採は避ける。 ・行為を行う場合は、既存の植生等をいかした計画となるように配慮し、緑化や植生の復元を積極的に行うなど、眺望景観に配慮したものとする。

景観まちづくりの推進に向けて

景観まちづくりの推進のため、今後次の点を検討していきます。

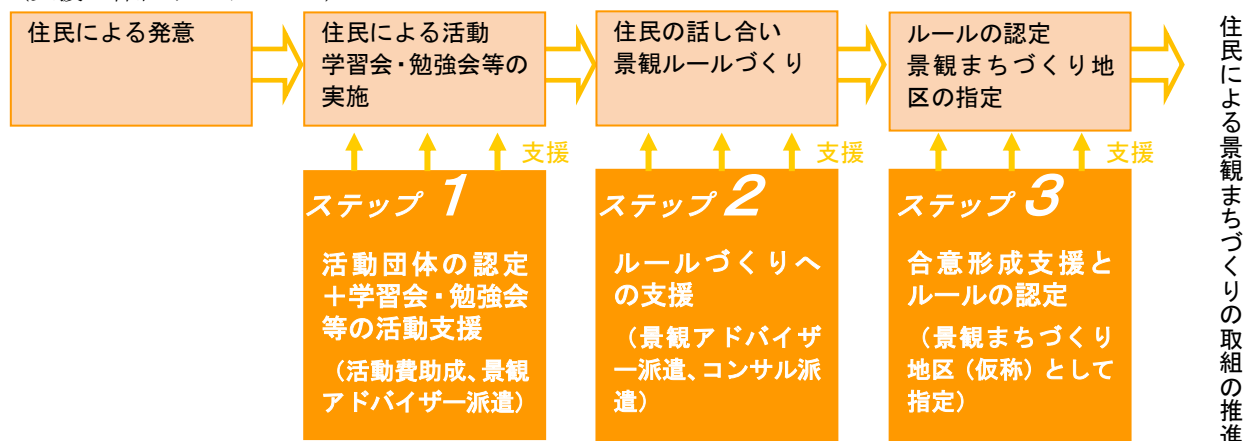
(1) 景観を協議する場づくり

地区全体の景観のあり方について意見を交わしながら、その考え方等を共有する場として、協議の場づくりを行っていくことが望まれます。

(2) 地元主体の景観まちづくりを支援する枠組みづくり

地元主体の景観まちづくりの動きを後押し・支援するため、景観計画に検討が記載されている景観まちづくり地区制度（仮称）のような枠組みづくりが望まれます。

（支援の枠組みのイメージ）



届出について

〈届出対象規模〉

区 分		規 模
建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更		高さ 10m 超又は 建築面積 100 ㎡超
工 作 物 の 新 設、増築、改築 若しくは移転、 外観を変更す ることとなる修 繕若しくは模 様替又は色彩 の変更	①製造施設、貯蔵施設、遊戯施設等の工作物で次に掲げる用途に供するもの ・アスファルトプラント、コンクリートプラント、クラッシャープラントその他これらに類するもの ・自動車車庫の用途に供する施設その他これらに類するもの ・汚物処理場、ごみ焼却施設その他の処理施設の用途に供するもの	高さ 10m 超又は 築造面積 100 ㎡超
	②その他の工作物	高さ 10m 超又は 築造面積 100 ㎡超
都市計画法第4条第 12 項に規定する開発行為		行為面積 1,000 ㎡超
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更		行為面積 1,000 ㎡超
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積		行為面積 3,000 ㎡超
夜間において公衆の観覧に供するため、一定の期間継続して建築物その他の工作物又は物件(屋外にあるものに限る。)の外観について行う照明		上記建築物の新築等に伴い設置するもの
木竹の伐採 ※景観法施行令により、通常の管理等で行う伐採等は適用除外とされています。		行為面積 1,000 ㎡超

〈届出の流れ〉

